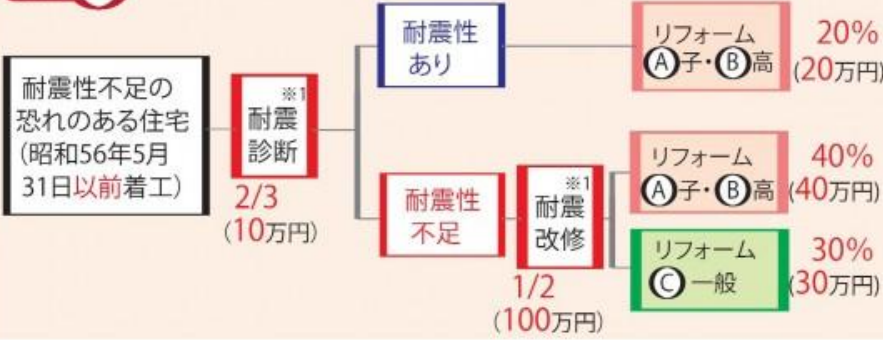


補助率（限度額）は・・・

補助① 耐震診断、耐震改修工事、それらとあわせて行うリフォーム



※1 耐震診断、耐震改修工事のみを行う場合でも補助します。（部分補強は補助対象外）

①子育て世帯



高校生以下の子供が同居する世帯

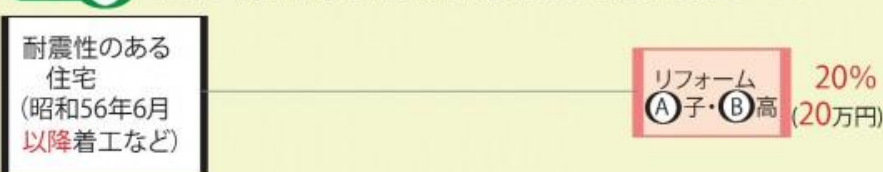
②高齢者等世帯



高齢者^{※2}又は障害者^{※3}が居住する世帯

※2 平成29年4月1日現在65歳以上
 ※3 身体障害者手帳1～4級
 精神障害者保健福祉手帳1,2級
 療育手帳A1～B1 いずれかの交付を受けている方

補助② 子育て・高齢者等世帯が行う耐震性のある住宅のリフォーム



③一般世帯（①②を除く世帯）

※耐震改修工事とあわせて行う場合のみ補助対象

空家活用型・移住型はさらに充実（5/15～優先的に受付）※リフォーム後に申請者が住むことが条件です。

○上記に補助率10%、限度額10万円をそれぞれ上乗せ！

空家活用型

対象 平成29年4月1日現在で、築10年以上経過し、かつ空家期間が1年以上の戸建住宅のリフォーム

移住型

対象 平成28年4月1日以降に県外から本市へ転入した方が、
 ・29年4月1日以降に購入した住宅のリフォーム
 ・相続、贈与により所有している住宅のリフォーム

○空家活用型・移住型いずれかに該当する耐震性のある住宅を一般世帯がリフォームする場合は20%、20万円

たとえば・・・（補助①の場合）

【子育て・高齢者等世帯で空家活用型・移住型いずれも該当する場合】

最大170万円の補助（耐震診断10万円 + 耐震改修工事100万円 + リフォーム40万円 + **10万円 + 10万円**）

空家活用型 移住型

条件は・・・

補助の要件

- ・リフォームは申請者が所有し、住んでいること（空家活用型、移住型はリフォーム後に申請者が住むこと）
- ・リフォームは対象工事が20万円以上であること
- ・補助申請後に「補助金等交付決定通知書」が届いてから診断や工事を行うこと
- ・工事完了期限までに診断や工事を完了し、市に実績報告を行うこと
- ・他の住宅関連助成制度と工事内容が重複しないこと
- ・過去に安全安心住宅ストック支援事業を利用していないこと

施工業者の要件

リフォームは市内に本社のある法人または住所のある個人業者が行うこと（耐震改修工事とあわせて行うリフォームはこの限りではありません）

問合せ先 鹿児島市建築指導課（市役所東別館4階）

TEL:099-216-1358 FAX:099-216-1389

メール:kenshido@city.kagoshima.lg.jp

ホームページ:「安全安心住宅ストック」[検索](#)

■事業の詳細については、「申請の手引き」をご覧ください。

（市ホームページや建築指導課、各支所総務市民課などで入手できます。）

注意!

業者の対応に不安や疑問を持ったらずくに契約せずに下記へ相談を!!

- ・鹿児島市消費生活センター TEL:099-252-1919
- ・鹿児島県消費生活センター TEL:099-224-0999
- ・(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(住まいのダイヤル) TEL:0570-016-100